

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

根 抱 条 項：第30条第1項

処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令

原権者（委任先）：京都府公安委員会

法 令 の 定 め：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第17条（政令で定める重大な不正行為）

処 分 基 準：別紙2のとおり

問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係
(電話 075-451-9111 内線3035)

備 考：